

## 司法院釈字第436号（1997年10月3日）\*

### 争 点

軍事審判法における規定は違憲か。

（軍審法相關規定是否違憲？）

### キーワード

身体自由（身體自由）、訴訟権（訴訟權）、審検分離（審檢分立）、  
正当な手続き（正當程序）

**解釈文：**憲法八条一項は、人民の身体自由は保障しなければならない、法院により、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけないと規定しているし、憲法一六条も人民は訴訟の権利を有すると規定している。現役軍人も人民である以上、これらの規定により保障されるべきである。また、憲法九条に、「人民は現役軍人を除き、軍事裁判を受けさせてはいけない」という規定は、現役軍人は国家を防衛する特別な義務があり、国家の安全及び軍事に関わる事由に鑑み、

彼らの犯罪行為に関して軍事裁判といった特別な訴訟手続きを設けることとし、軍事審判機関が軍人の犯罪に対し裁判権を独占するわけではないのである。但し、軍事審判の仕組みは、憲法上明確な規定が定められていない以上、法律をもちこの手続きを規範することができるとしても、軍事審判機関が行使したのは依然として国家の刑罰権に属し、その発動および運用は正当な手続きの最低限の要求に符合しなければならない。例えば、独立・公正な裁判機関と手続きの構成や、憲法七七条・八〇条

---

\*翻訳者：林裕順

等における司法制度としての憲法原理の遵守や、軍人の権利制限に及ぶ軍事審判の手続きを規定する法律は憲法二三条における比例原則の遵守など。さらに、憲法の保障する人身自由・人民訴訟権利及び同七七条の主旨に鑑み、平時であれば、軍事審判機関による終局判決で懲役以上の刑が言い渡された事件は、被告人が直接に普通法院に法律違反を理由として救済を求めることがべきである。軍事審判法一一条・一三三条一項、三項・一五八条その他の被告人が直接に普通法院に判決は法律違反であるのを理由として救済を求めることが禁する規定が全て上述の憲法趣旨に反し、本解釈が公布された後、遅くとも2年以内効力を失う。所管機関は、上述の期間内、それらの原則に従いかかわる法律を修正しなければならない。そして、訴訟上の救済のため審級制度を調整すること・審判独立を貫くため軍事審判に関する審檢分離や審判に務める軍人の選任基準及び軍事裁判官としての身分保障なども改めて検討・修正しなければならないと、合わせてここで説明す

る。

**解釈理由書**：人民の身体自由は、憲法における基本権利に重要な効能を働き、最善に保護されるべきであり、憲法の解釈及び法律の制定においてはも、この主旨を貫徹しなければならない。憲法八条一項は、人民の人身自由は保障しなければならない、法院により、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけないと規定しているし、憲法一六条も人民は訴訟の権利を有すると規定しているので、現役軍人も人民である以上、これらの規定により保障されべきである。さらに、憲法九条、「人民は現役軍人を除き、軍事裁判を受けさせてはいけない」という規定は、現役軍人は国家を防衛する特別な義務があり、国家の安全及び軍事に関する事由に鑑み、彼らの犯罪行為に關して軍事裁判といった特別な訴訟手続きを設けるわけである。また、本条の規範主旨を考えてみると、これは現役軍人ではない人に軍事審判を受けさせなく、軍事審判機関が軍人の犯罪に対し裁判権

を独占するものではない。よって、軍事審判の仕組みは、憲法上明確な規定が定められていない以上、法律をもちこの手続きを規範することができるとしても、軍事審判機関が行使したのは依然として国家の刑罰権に属するので、その発動および運用は正当な手続きの最低限の要求に符合していかなければならぬ。例えば、独立・公正な裁判機関と手続きの構成や、憲法七七条における司法院は刑事審判を司る最高の国家機関であることや、八〇条における法官は法律により独立に審判しいかなる干渉を受けないことなどという司法制度としての憲法原理の遵守や、また、軍人の権利制限に及ぶ軍事審判の法律規範は憲法二三条における比例原則の遵守など。

憲法の保障する人身自由・人民訴訟権利及び同七七条の主旨に鑑み、軍事審判制度においては、平時と戦時の場合と区別し、法律上定めなければならない。平時であれば、軍事審判機関による終局判決で懲役以上の刑が言い渡された事件は、被告人が直接に普通の

法院に法律違反を理由として救済を求めることがべきである。軍事審判法一一条に「国防省は最高の軍事審判機関である」という規定は、軍事行政機関はまったく司法性格を有する軍事審判を司るのとし権力分立の原則に違反している。一三三条一項・三項における軍事審判機関の長官は判決の認可権と再審査の権限を有していること・一五八条における軍事裁判所はその長官の許可の下で構成されるものにより、行政権が軍事審判権の行使に干渉するのになること・その他被告人が直接に普通法院に判決は法律違反であるのを理由として救済を求めるのを禁する規定が全て上述の憲法趣旨に反し、本解釈が公布された後、遅くとも2年以内効力を失う。所管機関は、上述の期間内、それらの原則に従いかかわる法律を修正し、また訴訟の救済のため審級制度を改めること、審判独立を貫くため軍事審判に関する審検分離・審判に務める軍人の選任基準及び軍事裁判官としての身分保障などもあわせて検討し改めなければならない。

本解釈は、陳計男大法官、董翔飛大法官、王澤鑑大法官によるそれぞれの補充意見書、孫森焱大法官、林永謀大法官によるそれぞれの部分反対意見書がある。